

令和6年度第1回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

令和6年8月1日（木） 10:00～12:10

2 開催場所

奈良県人権センター 大研修室
奈良市大安寺1-23-1

3 出席者

委員：和泉元委員、伊藤委員、須藤委員、田崎委員、千原委員、辻本委員、北條委員、宝来委員、松岡委員、松田委員、村上委員
事務局：毛利地域創造部長、栗田地域創造部次長、田中人権施策課長、吉田人権施策課課長補佐、辻人権・地域教育課長（高校教育課参事）、竹田人権・地域教育課課長補佐、南こども・女性課長、高垣こども家庭課長、林教育振興課課長補佐、藤本県民くらし課長、織田人材・雇用政策課課長補佐、西村人材・雇用政策課課長補佐、数家住宅課課長補佐、高田体育健康課長補佐、井上教育研究所教育支援部長、川本警察本部特命参事官

4 議題

- (1) 奈良県人権施策協議会会長及び副会長の選任について
- (2) 令和5年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について
- (3) 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画について
- (4) 令和6年度奈良県人権施策協議会部会の設置について
- (5) その他

<資料>

- ◇ 令和6年度第1回奈良県人権施策協議会 出席者名簿
- ◇ 令和6年度第1回奈良県人権施策協議会 配席図
- ◇ 奈良県人権施策協議会委員名簿
- ◇ 奈良県人権施策協議会規則

資料1-1、1-2

令和5年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について

資料 1－1 別紙、1－2 別紙

令和 5 年度部会における各委員からの意見及び県の取組状況について

資料 2 各課の主要事業実施状況報告書について

資料 3 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画
(2024 (令和 6) 年度版)

資料 4 令和 6 年度奈良県人権施策協議会部会の設置について (案)

資料 5 奈良県人権施策協議会・専門部会の実施スケジュール (案)

参考資料 ・ 「なら人権相談ネットワーク」相談窓口一覧リーフレット

・ 「奈良県人権施策に関する基本計画」本編、別冊資料編

5 議事内容

田中人権施策課長 (司会)

- ・ 令和 6 年度第 1 回奈良県人権施策協議会を開催する。

毛利地域創造部長 挨拶

田中人権施策課長

- ・ 資料確認。
- ・ 議題 (1) 「奈良県人権施策協議会会長及び副会長の選任について」、「奈良県人権施策協議会規則」により委員の互選により会長、副会長を定めることとなっている。皆様いかがでしょうか。

須藤委員

- ・ これまで当協議会の運営にご尽力いただき、また奈良県で人権に関わる様々な活動をされている村上委員に会長を、松岡委員には副会長にご就任いただければと思う。

(各委員から賛同)

田中人権施策課長

- ・ 委員の皆様からご賛同いただきましたので村上委員に会長を、松岡委員に副会長をお願いします。
- ・ 村上会長より会長就任のご挨拶をいただきたい。

村上会長 挨拶

- ・ みなさんの賛同を得て会長を務めさせていただく村上です。

- ・今日8月1日付けの朝日新聞朝刊の記事。相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者19人が殺害された事件から8年。この事件で重傷を負った重度の知的障害のある人が同園を出て地域で一人暮らしを始めた。
- ・同じく天声人語では、夏休みを機に顕著に表れる「体験格差」も子どもの貧困問題と指摘。
- ・ある日の一紙を見るだけでも、私たちが議論すべき人権に関わる問題は必ずと言っていいほど取り上げられている。
- ・最後に提案です。日頃委員のみなさんも事務局のみなさんも、町長、先生、部長、課長などと呼ばれておられることと思う。しかし、この協議会では、肩書を外して「さん」付けて議論しましょう。了承いただけるか。

(委員並びに事務局の全員から賛同)

田中人権施策課長

- ・続いて松岡副会長より副会長就任のご挨拶をいただきたい。

松岡副会長 挨拶

田中人権施策課長

- ・これ以降の議事進行については、村上会長にお願いする。

村上会長

- ・議題（２）「令和５年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」、各部会長からご報告をお願いしたい。

北條委員（部会長）

- ・「犯罪被害者等の人権」部会からの報告について、資料１－１、資料１－１（別紙）により報告。

村上会長（部会長代理）

- ・「インターネットによる人権侵害」部会からの報告について、資料１－２、資料１－２（別紙）により報告。
- ・資料１－２（別紙）のうち、「２．インターネット上の人権侵害情報に対する削除要請」についての項、２行目後半の、「相談場所などを情報提供」を、「相談場所などを多言語で情報提供」に修正する。

村上会長

- ・ただいまの報告について、委員のみなさんからご質問・ご意見があればご発言をお願いする。

(意見無し)

村上会長

- ・意見がないようなので、議題（２）「令和５年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」、資料のとおり、当協議会の意見として奈良県へ提言することとする。

村上会長

- ・続いて、議題（３）「奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画」について、事務局及び各課より説明をお願いします。

吉田人権施策課課長補佐

- ・資料２、３により概要説明、及び人権施策課の実施事業について報告

関係各課

- ・資料２により各課実施事業について報告。

村上会長

- ・ただいまの説明について、委員のみなさんからご質問・ご意見があればご発言をお願いします。

伊藤委員

- ・資料２における「提言との対応」に記載のある番号は何を示しているのか

→（事務局）

- ・カタカナの「イ」はインターネット部会に対応している意見を示している。前回の部会の対応番号について、資料と整合が取れておらず申し訳ございません。以降の資料において訂正します。

村上会長

- ・本日は障害福祉課の参加はないのか。

→（事務局）

- ・本日は「犯罪被害者等の人権」部会、「インターネットによる人権侵害」部会の関係課が出席しているため、障害福祉課は参加していない。

村上会長

・今後は、この全体の協議会においては、部会に限らず関係課に出席いただいたほうが良いと思う。

→ (事務局)

・今後そのようにさせていただく。

和泉元委員

・本日出席されていない課の事業について質問してもよろしいか。

→ (事務局)

・本日出席していない課の事業については、質問いただいた内容について後ほど関係課に確認させていただき、報告させていただく。

和泉元委員

- ・外国人の支援施策について、2つの視点から意見を述べさせていただきたい。
- ・まず1つ目は、各事業の重なりと連携について。事業内容が各課で重複している。重複している事業について、各課で連携するともっと良い事業になるのではないかということを感じた。例えば、母語通訳者の派遣事業について、学校教育において重要な役割を担う事業だと思われるが、対象が県立学校に限定されている。しかし、市町村立の学校でも同様の問題を抱えている。事業の対象を市町村立校まで拡大する、あるいは、市町村と共同する計画があるのかどうか教えていただきたい。
- ・続いて2点目は、支援の対象者について。在住外国人相談・情報発信事業について、ホームページで拝見させていただいた。主要言語とやさしい日本語で記載されていて分かりやすかったが、懇話会の委員の募集ページのみ普通の日本語で書かれていた。どういった方を対象にどういう情報を届けるのか、十分に配慮された方がよい。防災関連のサポート事業についても、多言語で表記するだけではいけない。在住外国人の方は多様な文化背景をもっているため、情報の精選がなければ必要な人に必要な情報が届かない。
- ・また、在住外国人コミュニティ活動支援事業について、ここでいう在住外国人とはどういった方をイメージされているのか。例えば、留学生は、学校との繋がりから、奈良に住む上でのサポートを得られやすい体制を既に持っている。では、そうでない方にどのように情報を届けるか、検討していただきたい。多文化共生のために、マジョリティである日本人を巻き込んだ施策を考えられているが、多文化共生のためには、交流会、多文化理解の先を見据えた事業の展望を示していただきたい。

→ (人権・地域教育課)

- ・母語通訳者の派遣事業について、県の事業なので、県立の学校を対象とさせていただいている。市町村については、市町村ごとに様々な状況があるため、各市町村において対応いただいている。

→村上会長

- ・その他、本日出席していない課の所管する事業については、後日確認して、報告いただきたい。

伊藤委員

- ・在住外国人コミュニティ活動支援事業について、新たに取り組む事業に対して助成を行うとされている。しかし例えば、これまで毎年、「ならサンウリム」という多文化共生のイベントが協賛団体の出資によって開催されているが、こういったところには補助されず、新規の事業のみが補助対象だというのはどうなのか。

→ (事務局)

- ・他課の事業であるため、正確なことは分からないが、確認させていただき、報告させていただく。

松岡委員

- ・スクールカウンセラー派遣事業について、予算額と決算額に差がある。また、事業課題として、9割の学校にスクールカウンセラーの配置を行っているが、補助対象となる学校は1校にとどまっているとの記載があるが、これはスクールカウンセラーの配置の需要がないために決算額が予算額よりも大幅に少なくなっているのか、それとも需要はあるが、使い勝手が悪いために予算が使われていないのか、もしくは予算は全額補助でないのか、説明していただきたい。

→ (教育振興課)

- ・補助事業については、2分の1の補助である。9割以上の学校でスクールカウンセラーの配置が行われているが、補助対象の基準である8時間以上の配置を行っているのが1校のみであるため、1校のみに補助を行っている。全額補助することについては、国の補助基準で2分の1の補助と決まっているので、担当の係にも確認しながら、状況を確認させていただく。

→松岡委員

- ・9割以上の学校で既にスクールカウンセラーの配置を行っているが、8時間以上の配置は行われていないということは、そこまで多くの時間の配置は必要とされていないということか。

→（教育振興課）

- ・一貫校等では、学校単位で見ると週8時間以上の配置を行っているところもあるが、基準が小学校、中学校単位での配置となっているため、基準を満たしている学校が少ない。いずれにせよ、相談体制の更なる拡充は必要だと考えている。また、各私立学校の経常費補助も行っている。この政策推進助成によってスクールカウンセラー設置経費の一部を補助しており、こちらも活用していただいている。また各学校に確認する機会があれば、スクールカウンセラーの設置状況について情報収集させていただきたい。

田崎委員

- ・今回、パートナーシップ制度の開始に伴う事業について報告いただいている。県で制度が始まったことを受けて、生活の視点で、市町村でどういったサービスが使えるかが重要である。県の中でも、まだまだ制度を活用できる事業は少ない。各課自分の課で何ができるか検討していただいて、一人一人、ニーズがある方にお伝えさせていただきたい。
- ・「性的マイノリティへの理解」という言葉がよく出てきているが、性的マイノリティが抱える課題を理解し、性的マイノリティの視点で課題を点検することも重要であるが、例えば、天理市が今年施行された「天理市性の多様性の尊重に関する条例」にあるように、性の多様性が存在することを理解する、マイノリティ理解ではなく、性の多様性の中にマイノリティがあり、いままで見過ごされてきたことをどう理解するかが重要である。教育委員会で研修をされたとのことであるが、マイノリティの抱える特別な事情、それぞれの抱えるニーズに応える環境を整備することも大切だが、多様性理解の中で、一人一人の児童の中に当たり前存在するマイノリティについて、先生方がどう理解を深めていくかという視点で研修を行っていただけたらと思う。

須藤委員

- ・SNS相談窓口設置事業の報告箇所において、不登校の問題について書かれている。不登校の問題にも関係しているが、ヤングケアラーの問題は深刻である。県としてどの程度実態を把握されているのか、市町村との連携の中で

どのような対応をされているのか教えていただきたい。

→ (こども家庭課)

- ・令和4年度にヤングケアラーの実態調査を実施した。まずヤングケアラーの認知度について、中学生が20.3%、高校生が32.2%であった。また、週に3回、1日に3時間以上家事や家族の世話をしているのは中学生が207人、高校生が100人との回答があった。県としてヤングケアラーの支援に関する取組方針を策定し、庁内関係課で集まって指針を示している。今年度までに認知度を50%まで向上させ、全市町村に窓口を設置することを目標としている。昨年度は先生やケアマネージャーに見てもらえるような研修動画を作成した。今年6月にヤングケアラーに関して法改正も行われたため、それを受けた取組も行っていきたい。

→ (教育研究所)

- ・ヤングケアラー支援室を令和5年に設置し、スクールカウンセラー2名、スクールソーシャルワーカー4名、コーディネーター1名を配置している。また、スクールソーシャルワーカーを、独自に配置している自治体を除く31市町村全てに派遣して、ヤングケアラーの相談等、学校の支援に対応できる体制をとっている。さらに、子どもたちに、QRコードの掲載された携帯サイズのカードを配布して、ヤングケアラー支援室に直接相談できることの周知を行っている。子どもたちの持っている端末にも相談窓口を作っており、そこから直接メールで相談できる。

→ 田崎委員

- ・令和5年の調査において、調査対象を中学生と高校生とされているが、小学生でも同様に課題がある。小学生を調査対象から外された理由はあるのか。

→ (こども家庭課)

- ・調査当時、データがないところからスタートしたためと思われる。今後小学生を対象とすることも検討したい。

村上会長

- ・時間の都合上、意見交換はここまでとさせていただく。
- ・続いて、議題(4)「令和6年度奈良県人権施策協議会部会の設置」について、事務局より説明をお願いする。

(事務局)

- ・資料4及び資料5について説明。

村上会長

- ・事務局から部会を設置する重点テーマとして
 1. 外国人の人権
 2. 災害時における人権の2つをテーマとしたいと提案があったが、みなさんいかがか。

(各委員から賛同)

村上会長

- ・それではこの2つの部会を設置することとする。
- ・次に各部会の委員については会長が指名することとなっているため、案を配付させていただく。

(部会委員構成案を配付)

村上会長

- ・テーマ1「外国人の人権」につきましては和泉元さん、伊藤さん、辻本さん、宝来さん、松田さん、松岡さんの6名にお願いする。
- ・テーマ2「災害時における人権」につきましては阿古さん、須藤さん、田崎さん、千原さん、北條さんに、またみなさんにご承諾いただければ私もこの部会に入らせていただく。いかがでしょうか。

(各委員から承諾)

村上会長

- ・それではこの委員構成とさせていただきます。
- ・次に部会長について、お引き受けいただける方がおられるなら、お願いしたい。

(各委員から意見なし)

村上会長

- ・それでは、テーマ1については松岡さんに、テーマ2については北條さんに

務めていただきたいと思うがいかがか。

(各委員から賛同)

村上会長

・部会の進め方については、事務局から先ほど説明があったように資料5で案を提示いただいているが、具体的な進め方は各部部长にお願いします。

村上会長

・最後に、議題(5)その他について。何か、人権施策全体について、ご意見等ございますか。

(意見無し)

村上会長

・本日、みなさんからいただいたご意見等につきましては、今後の人権施策の推進にいかしていただきたいと思う。
・それでは事務局にお返りする。

田中人権施策課長

・村上会長、議事進行、誠にありがとうございました。
・今後の部会等の進め方については、資料5により進めてまいりたい。
・それでは閉会にあたり毛利地域創造部長よりご挨拶申し上げます。

毛利地域創造部長 挨拶

田中人権施策課長

・本日の協議会はこれで終了する。